

入札の御案内

令和4年度 第1回 (立木)

立木資格付一般競争入札物件明細書

令和4年6月21日(火) 9時30分入札開始

茨城森林管理署入札室

本物件は、持続可能な森林経営が當まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

茨城森林管理署

〒310-0852 水戸市笠原町978-7
TEL 050(3160)6005
FAX 029(243)7125

公 売 公 告

令和4年5月19日

分任契約担当官

茨城森林管理署長 金谷 範導

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林
産物売買契約約款を参照し**現物熟覧**のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月
17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札
して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和4年6月21日（火）

入札開始 9時30分（※受付開始9時15分、受付締切9時30分）

※1号物件から順次、締切り、開札を実施します。

2 入札及び開札の場所

茨城森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-7 茨城森林管理署

（2）到着期限 6月20日（月） 17時00分必着。

***上記の期限以後、到着したものは、無効とします。**

（3）その他留意事項

**物件番号ごとに内封筒（物件番号記載）に入札書を入れ、外封筒には「立木
公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。**

なお入札書の日付は、入札日当日として下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林の区分

オ 搬出期間

力 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別紙4「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) **関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。**

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額 10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委

任状」（別紙1－2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（2）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れました入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（3）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても、受理しません。また、どのような事由があつても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

（1）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（2）契約の締結期限は令和4年6月30日（木）までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、**契約締結日から起算して20日以内**とします。

1 2 代金の延納

- (1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.59%）
延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。
$$\text{延納利息代金} = (\text{契約代金} \times \text{延納期間} \times \text{延納利率}) \div 365\text{日}$$
ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。
- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を茨城森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は（みなし引渡しを含む）、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、物件引渡領収書を茨城森林管理署長に提出して下さい。

1 4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案
- ア 販売物件明細書：茨城森林管理署又は茨城森林管理署ホームページで閲覧して下さい。
- イ 契約書（案）：茨城森林管理署で閲覧して下さい。
茨城森林管理署のホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/ibaraki/index.html>
- (2) 各規程等
- ア 国有林野事業林産物売買契約約款
イ 国有林野の産物売払規程
ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）
上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。
関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、茨城森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」とを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) **事業着手前に管轄の森林事務所へ「立木販売箇所の作業計画届」（別紙5）を提出していただきます。**
- (5) 種苗事業における精度の高い計画の策定のため、**立木販売実行に係わるスケジュール（別紙6）の提出のご協力を願い致します。**
- (6) 買受人は、搬出完了時延滞なく管轄森林事務所へ搬出済届を提出していただきます。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

茨城森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号 050-3160-6005 FAX番号 029-243-7125

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当官

長

殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

委任状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

1 立木資格付一般競争入札に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

年 月 日

分任契約担当官

茨城森林管理署長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

第 番札

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

茨城森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を記入すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特 約 事 項

1. 調査木については、原則全て伐倒・搬出すること。
2. 搬出作業時には、沢に入った末木枝条、残材等の片付けを行い、森林官の確認、指示を得ること。
(手直しも想定されることから林業機械収去前とする)
3. 森林作業道の谷側法面に堆積した末木枝条等については、下流への流出防止、造林地の崩壊防止等のため、森林作業道上(路面)の山側2m以内に安定させたうえ存置すること。
4. 森林作業道施工箇所の地形、地質、土質等の条件を考慮しない路線設計や不適切な排水処理、縦断勾配、切土高等、作設指針に基づかない森林作業道を作設したことに起因し、一部地域の皆伐後の造林地等において台風や大雨により森林作業道の表土等が林地や林道等へ流出する事例が発生していることから、別紙7「特記仕様書」に基づき作設すること。
また、事業期間中、別紙8「森林作業道作設時のチェックリスト表」に基づき森林官が確認することとなるので、指示を受けた内容について適切に処理すること。
5. 搬出支障木の調査、売り払いは原則1回とします。
6. 石標、コンクリート標等の官民境界標識は、国有林と民有地との境界を示す大切なものですので、伐採・搬出にあたっては、毀損、亡失、抜去等のないように作業を進めるようお願いします。
万一、毀損等があった場合は、買い受け人の責任に於いて復元していただきます。
7. 林産物の搬出に使用するトラック運搬においては、運搬に使用する車両が運搬区間を走行できるか現地確認の上、入札して下さい。
8. 公道利用における申請については、買い受け人において所定の手続きを行うことになります。
9. 間伐売り払い区域内の搬出路の作設にあたっては、物件材積の5%を超えないよう搬出路を検討していただくとともに、搬出支障木の調査・売り払いは、1回を原則といたします。
10. 搬出支障木の調査及び事務手続きには時間を要することから、予め余裕をもって当該森林事務所に申し出ることとし、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振り込み証書の写しを森林管理署長に提出のうえ作業に着手すること。
11. 自然公園特別地域に指定されている区域の伐採にあたっては、以下の条件を遵守すること。
 - (1) 自然公園利用者に対する安全対策を取り、公園利用の障害とならないようにすること。
 - (2) 希少種をはじめとする動植物の保護に十分配慮すること。
 - (3) 土砂流出等の災害が発生しないように対策を講じること。
 - (4) 残材等は公園外に搬出し、適正に処理すること。
 - (5) 他法令を遵守すること。
12. 保安林協議済以外の区域において搬出路を選定する場合、改めての協議となり数週間を要することとなります。森林官に確認のうえ路線計画してください。

分 収 林 の 振 込 関 係

1. 1、2、5号物件は分収育林、3、4号物件は分収造林ですので、民収分は指定の口座への振込みをお願いします。
なお、民収分納入に係わる振込み手数料は契約者が負担することとなります。
(分収造林の振込み手数料については予め予定価格から控除してありますので申し添えます。)
2. 民収分の代金についての延納は認めません。

立木販売箇所の作業計画届

森林事務所 森林官 殿

令和 年 月 日

安全指導の記録

No.

指導年月日 指導者名	作業の内容 従事者の数	安全指導等の内容

区分		内容					
場所及び数量等	契約方法等	・公壳	・隨契	契約月日	H・R	年	月 日
契約場所		・国有林	林班			小班(全・内)	
契約数量		・面積	ha	・樹種	外	・材積	m3
伐採方法		・皆伐	・間伐	・その他()			
伐採搬出方法	作業の形態	・直営	・請負	・その他			
搬出方法	作業期間	自令和 年 月 日	～至令和 年 月 日				
従事作業員の内訳	従事員数	・作業員数	名	(常雇	名	臨時	名)
計画	請負等の場合の相手	・住所					
	方の住所・氏名・電話	・名称					
	等連絡先	・代表者					
		・電話					
現場責任者等の氏名	現場責任者の氏名等	・氏名		・TEL			
の氏名							
の氏名							
の氏名							
の氏名							

立木買受業者の皆様へ（協力のお願い）

○種苗事業における精度の高い計画の策定のため、以下の項目についてご回答ください。

- ・提出にあたっては、皆伐のみとし、土場や作業道、林道支障木は不要です。
- ・提出時期は、契約後に「新規」として提出し、その後、着工時や計画の変更が生じた際に「変更」として適宜提出してください。

茨城森林管理署 業務グループ 森林育成担当

立木販売実行に係るスケジュール（新規・変更）

令和 年 月 日

1. 契約者住所氏名

2. 買受物件の所在

令和 年度 第 回公売

国有林 林小班

3. 着手予定期

令和 年 月頃

4. 完了予定期

令和 年 月頃

5. 廃権（予定）面積

買受物件については、原則として全て伐採することと定められているものの、特別な事情がある場合においては廃権が認められています。更新面積の正確性を期すため、現状で廃権の発生が見込まれる場合はおおよその面積を記載してください。

廃権（見込）面積 : 約 h a

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輌系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滯水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帶を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路全体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

森林作業道作設時のチェック表

項目	確認内容	内容の適否					指示事項
		林小班	林小班	林小班	林小班	林小班	
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
伐開	① 伐開幅は、幅員に応じ必要最小限の幅となっているか						
幅員	① 幅員は3mまでとなっているか						
	② 林業機械での作業の安全性や作業性は確保されているか(作業区間は0.5m程度付加されているか)						
勾配・排水	① 縦断勾配は、木材を積載した車両が安全に走行できるか						
	② 縦断勾配は、緩やかな波状で分散排水になっているか						
	③ 横断勾配は原則水平となっているか						
	④ 横断勾配を谷側にわずかに低くした場合、必要に応じ丸太等で路肩の浸食防止を行っているか						
	⑤ 下り走行のカーブの谷側は水平となっているか						
	⑥ 上記⑤のカーブでは上部の入り口付近で排水しているか						
切土	① 切土の法高は1.5m程度以内となっているか						
	② 法面勾配は直切りとなっているか(土質、切土高が高い場合は6分(岩石3分))						
盛土	① 概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帶で十分締め固めを行っているか						
	② 法面の勾配は、概ね1割となっているか(盛土高が2mを越える場合は1割2分)						
簡易構造物	① 構造物の設置は現地発生資材(丸太等)を活用しているか						
その他	① 土砂の流失、土石の転落防止は適切に行われているか						
	② 根株やはぎ取り表土は盛土法面の保護として活用されているか						
	③ 表土は真土と交互に概ね30cmごとの層毎にバケットで十分締め固めを行っているか						
	④ 根株は作業に支障がないよう固定されているか						
	⑤ 根株は丸ごと路体内に完全に埋没していないか						

注) 内容の適否は、適切が○、一部修正が必要なもの△、否が×を記載する。なお、△と×の場合は、必要な指示を行い、指示事項欄にその指示内容を記載する。

立木入札物件一覧表

入札番号	管轄事務所	材種	物件所在地			樹種	林齡	面積	数量		見積		備考
			市町村 大字	国有林	林小班				本数	材積	単価	金額	
1	石塚	立木 (皆伐)	城里町 錫高野	梅香沢	25 れ	スギ外1	60	2.97	2,661	2,785.45			分収 育林
2	十王	立木 (皆伐)	日立市 十王町高原	奥撫	1168 い1	スギ外3	55	3.08	2,572	1,789.78			分収 育林
3	十王	立木 (皆伐)	日立市 十王町山部	山部山	1159 に	スギ	69	2.11	1,120	1,293.73			分収 造林
4	十王	立木 (皆伐)	日立市 十王町高原	奥撫	1174 ろ	スギ外1	69	3.61	1,930	2,123.68			分収 造林
5	真壁	立木 (皆伐)	つくば市 平澤	上澤	212 よ1	スギ外2	71	2.75	2,229	1,850.89			分収 育林
計									14.52	10,512	9,843.53		

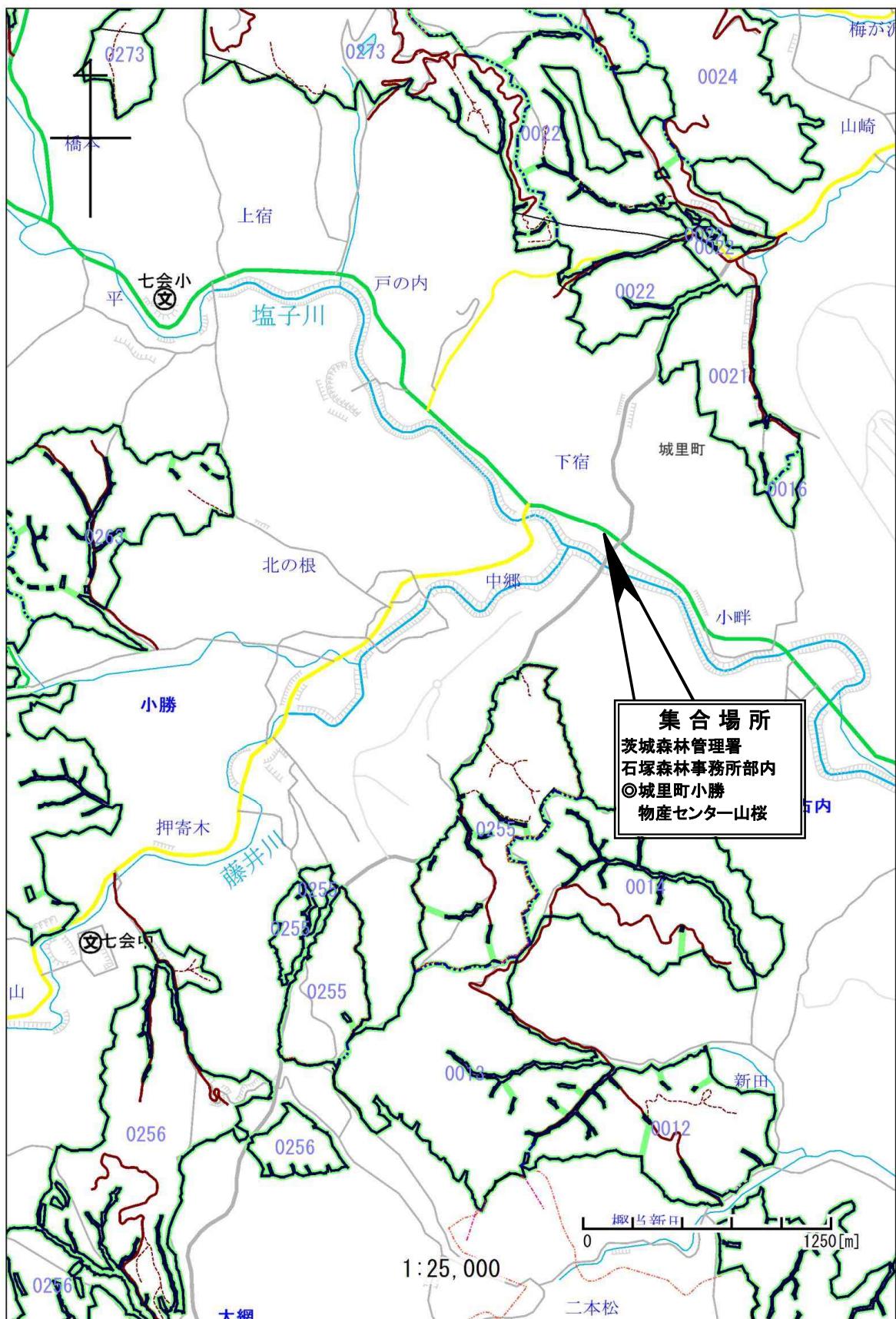
※5号物件は再度入札物件です。 (令和3年度実施)

現地案内日程表

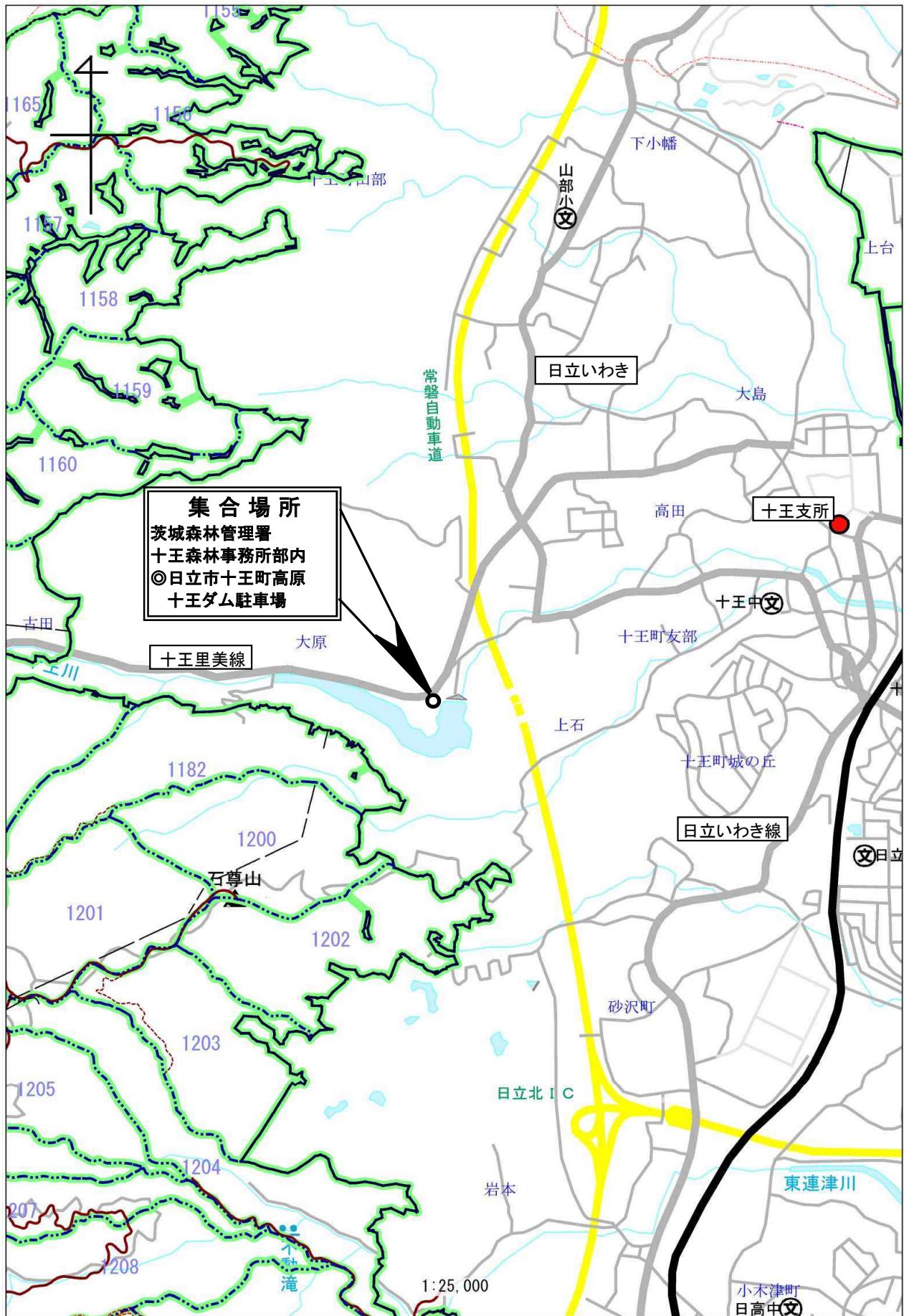
※ 雨天決行

入札番号	林小班	案内年月日	集合場所	案内者
1 分収育林	25れ	令和4年6月6日(月)	物産センター「山桜」駐車場 午前9時30分	石塚森林事務所 首席森林官 安嶋 秀一 TEL 029-288-4116
2 分収育林	1168い1	令和4年6月8日(水)	十王ダム駐車場 午前9時30分	十王森林事務所 首席森林官 豊田 正美 TEL 0294-39-2403
3 分収造林	1159に	令和4年6月8日(水)	十王ダム駐車場 午前9時30分	十王森林事務所 首席森林官 豊田 正美 TEL 0294-39-2403
4 分収造林	1174ろ	令和4年6月8日(水)	十王ダム駐車場 午前9時30分	十王森林事務所 首席森林官 豊田 正美 TEL 0294-39-2403
5 分収育林	212よ1	令和4年6月3日(金)	筑波総合体育館駐車場 午前10時00分	真壁森林事務所 行政専門員 安達 義文 TEL 0296-55-0220

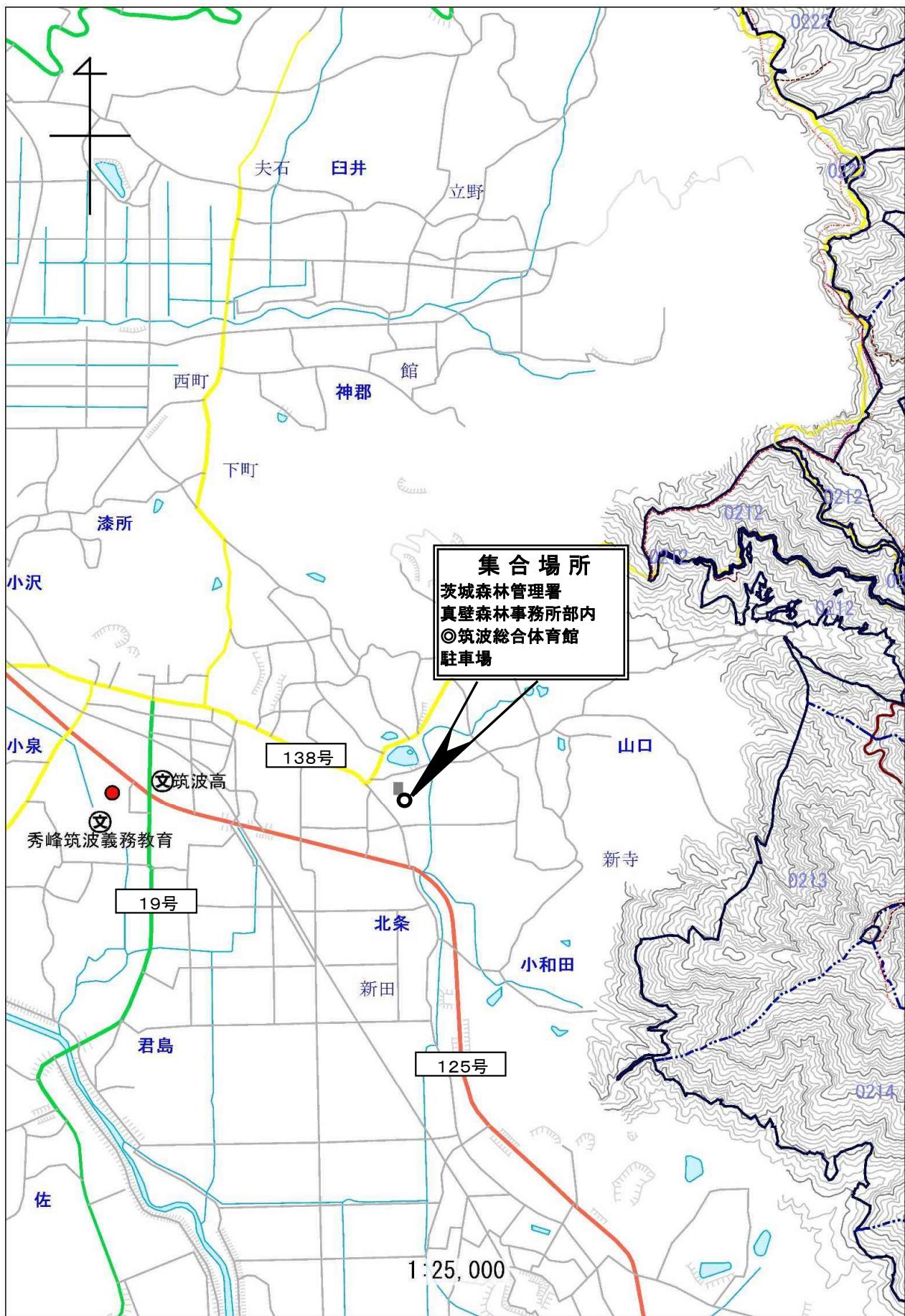
1号集合場所案内図



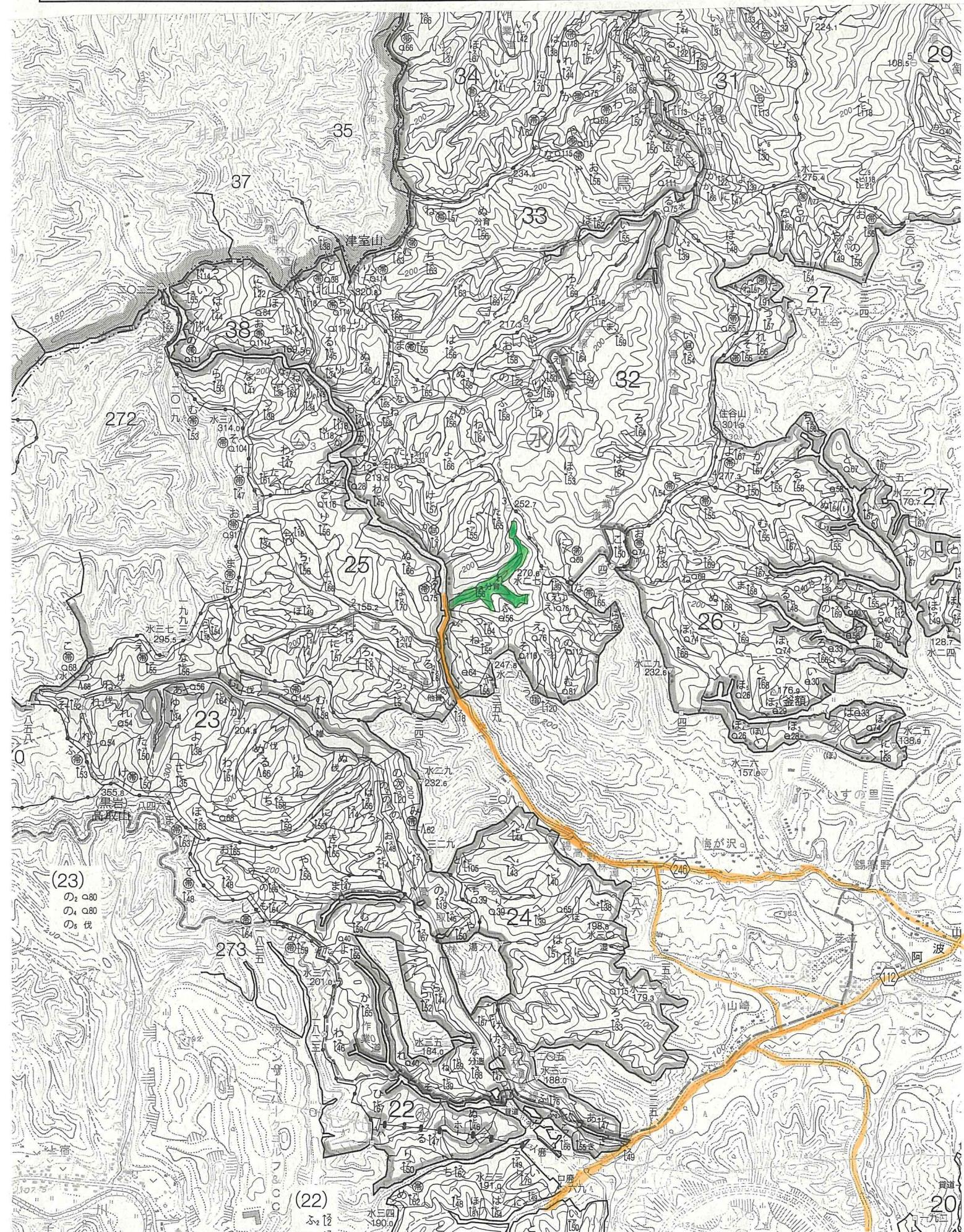
2、3、4号集合場所案内図



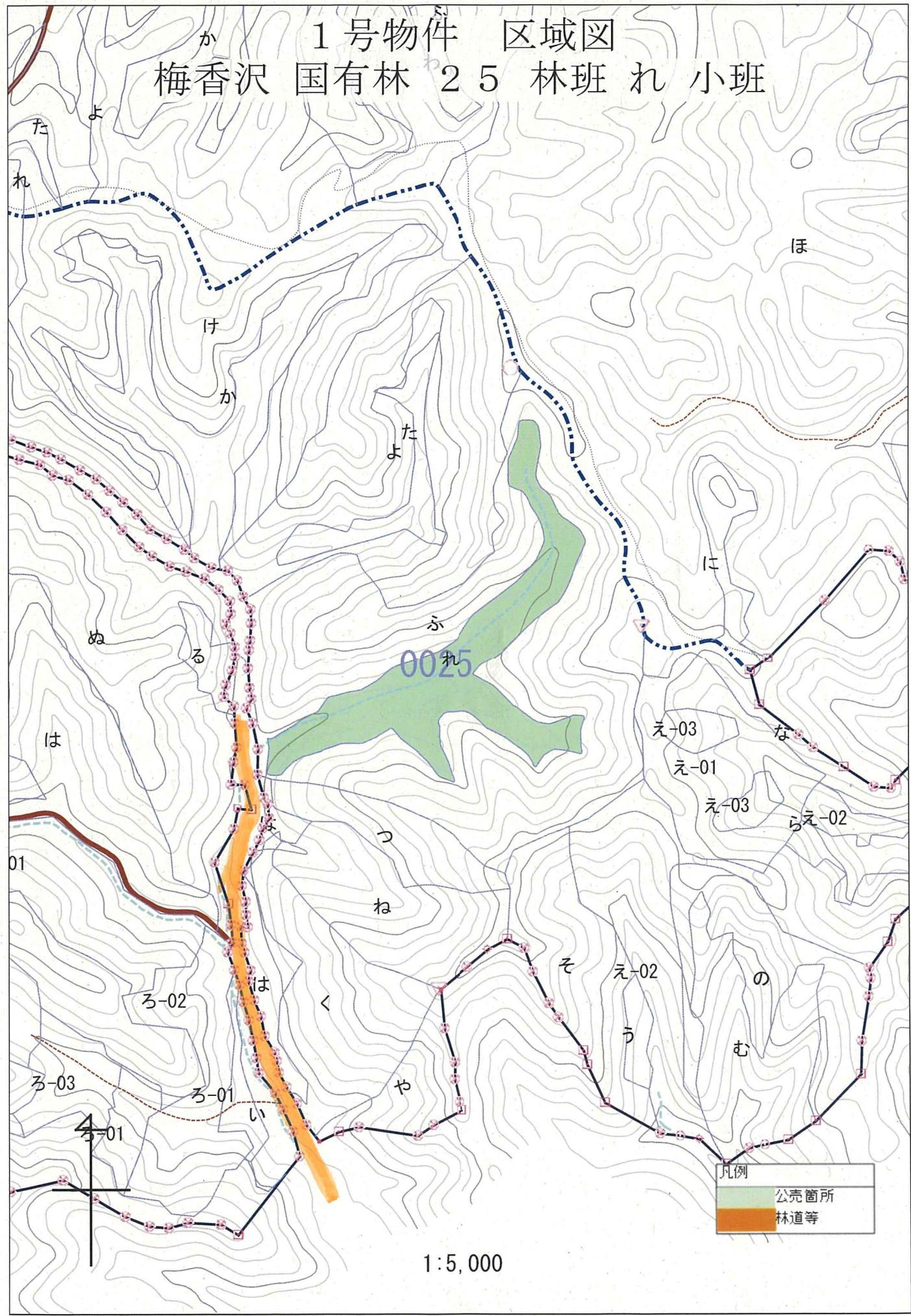
5号集合場所案内図



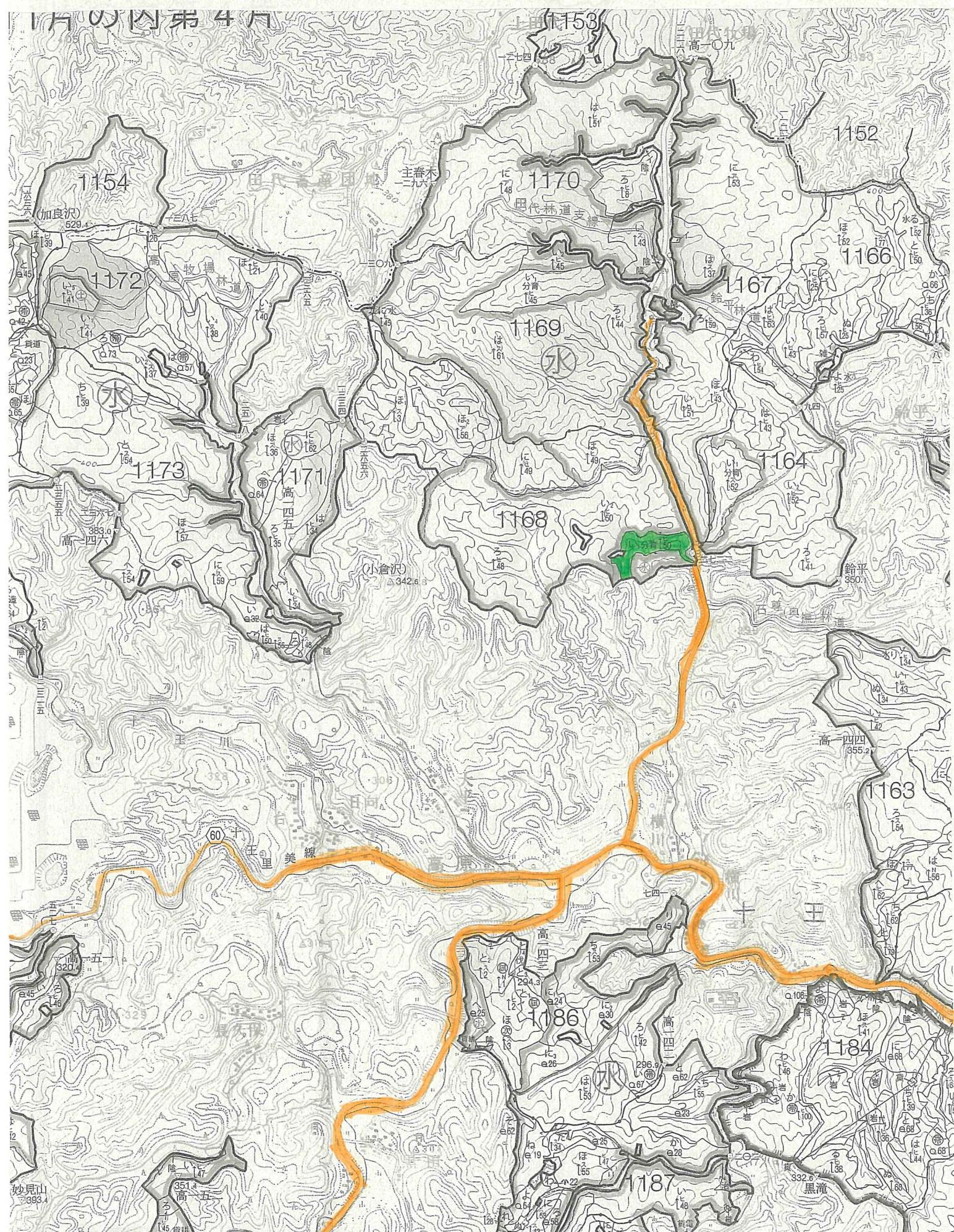
1号物件 位置図
梅香沢 国有林 25 林班 れ 小班



か 1号物件 区域図
梅香沢 国有林 25 林班 れ 小班

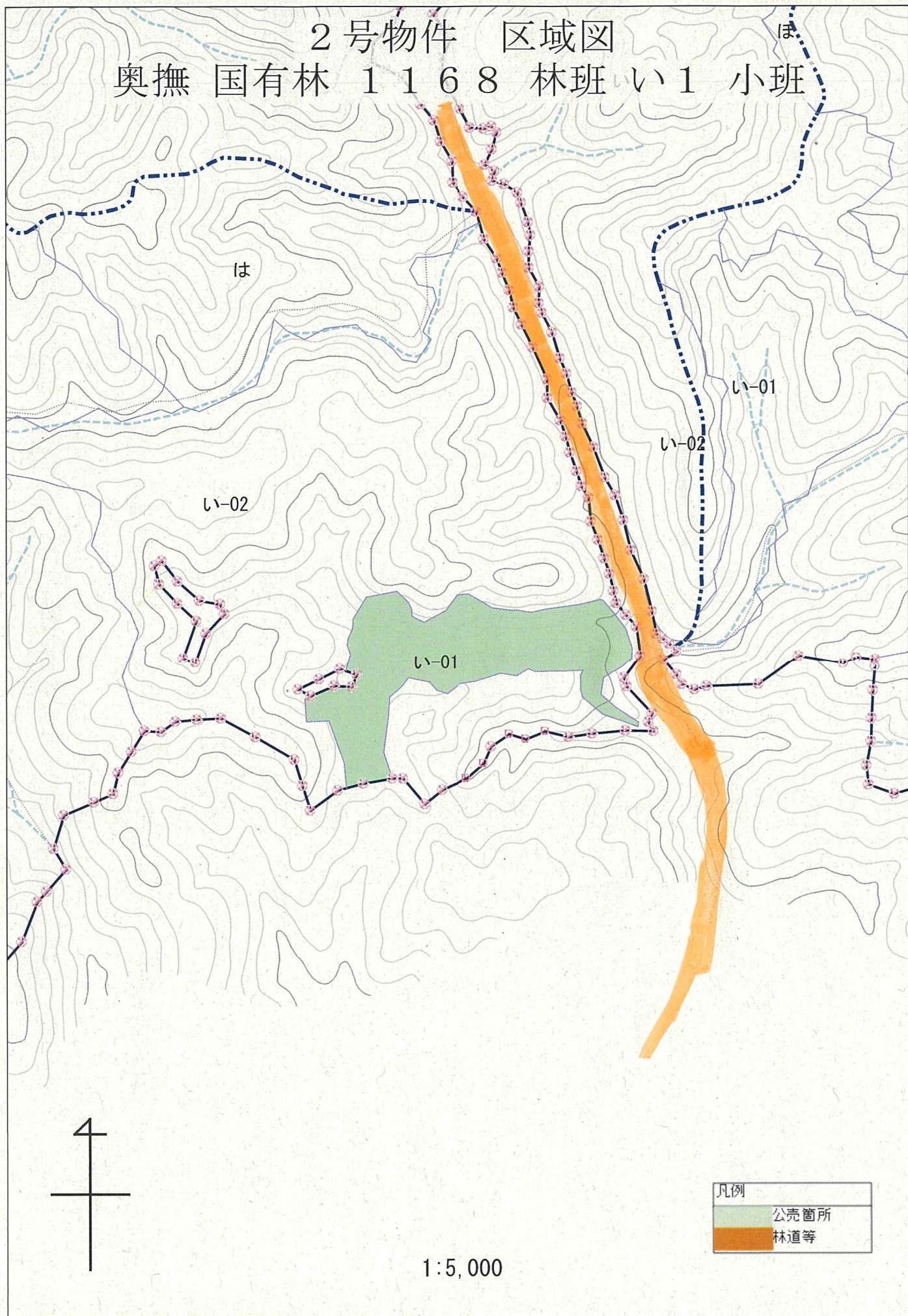


2号物件 位置図
奥撫 国有林 1168 林班 い1 小班

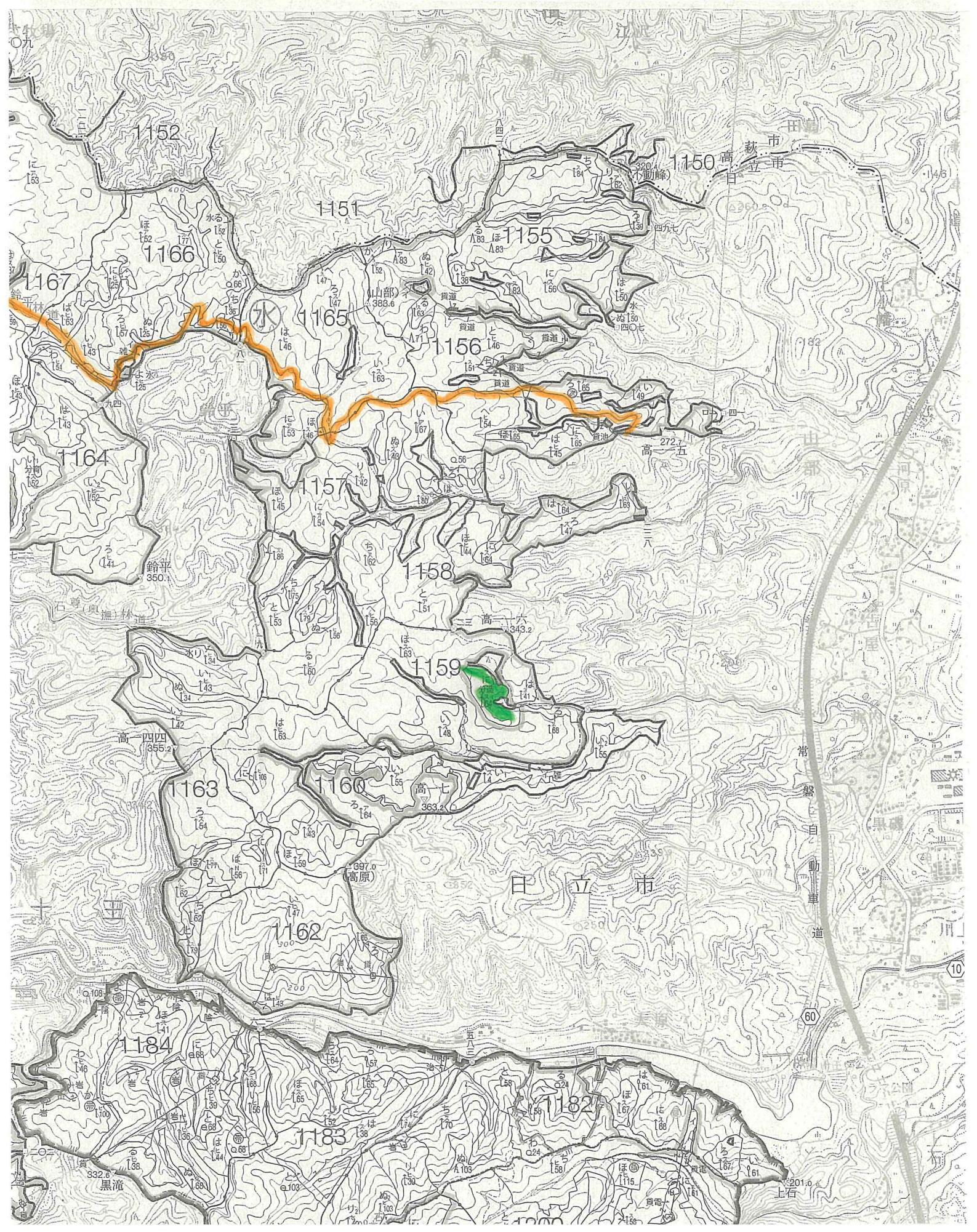


2号物件 区域図

奥撫 国有林 1168 林班 い1 小班



3号物件 位置図
山部山 国有林 1159 林班に小班



3号物件に区域図
山部山 国有林 1159 林班に小班

1158

1159

い

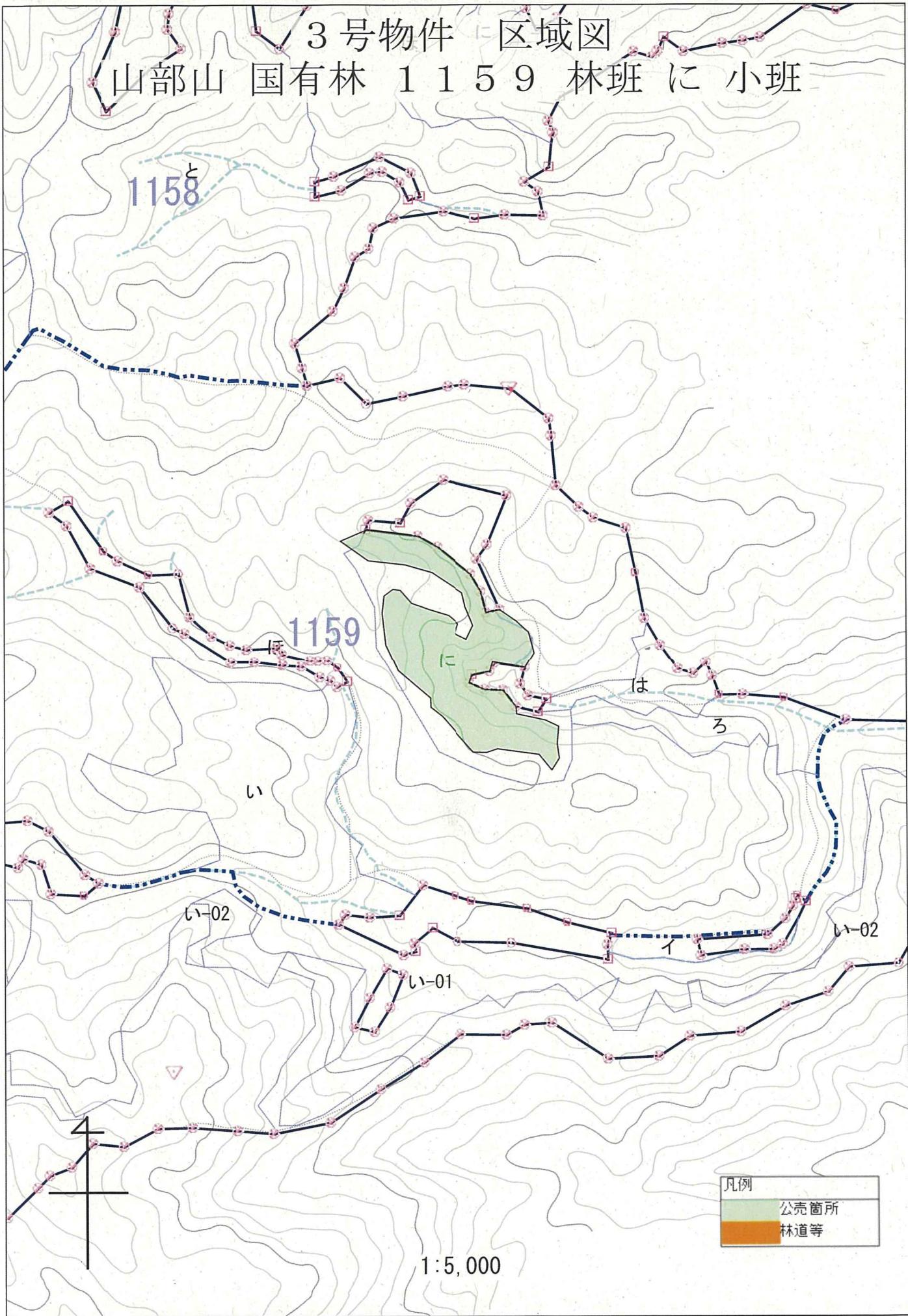
い-02

1:5,000

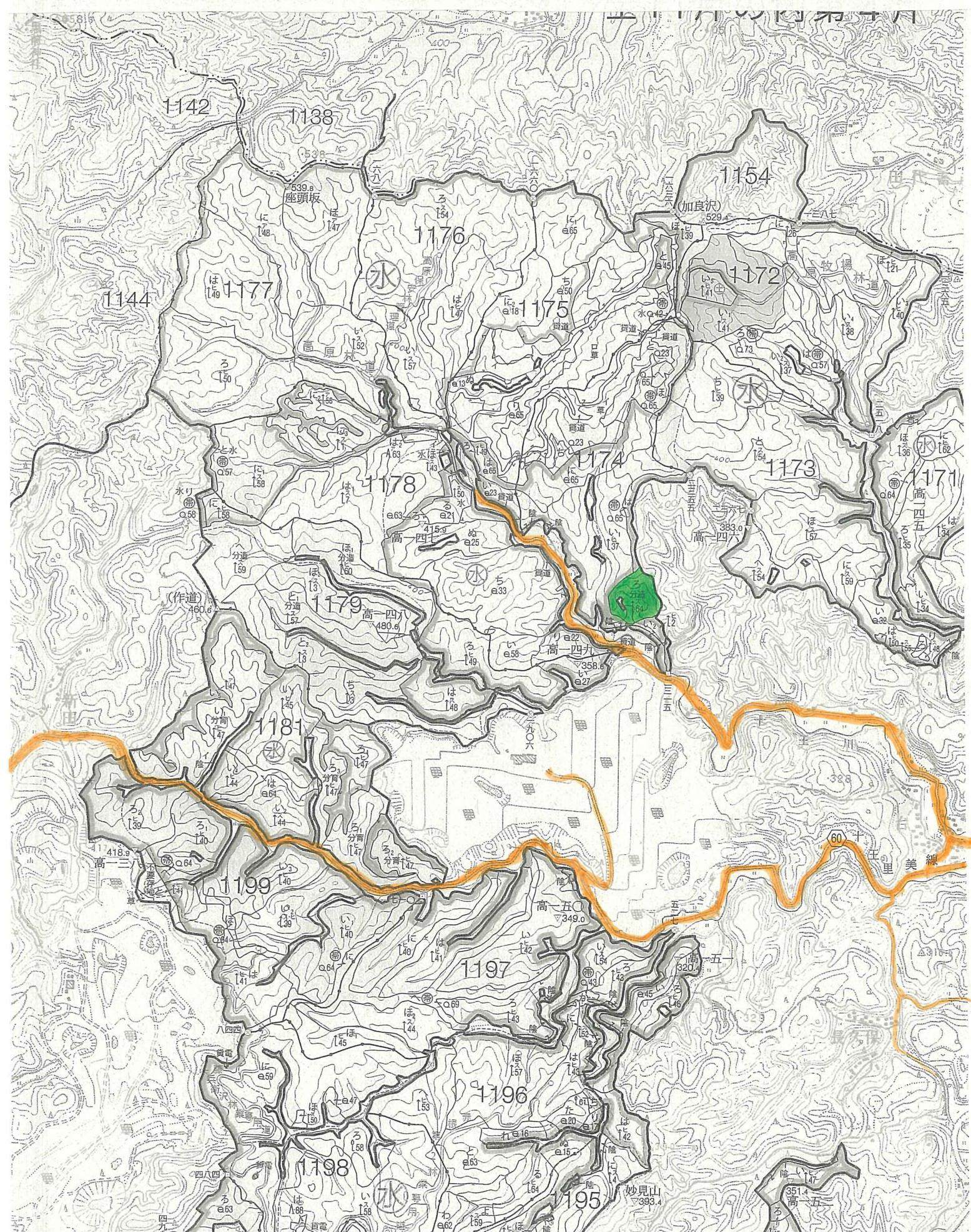
凡例

公壳箇所

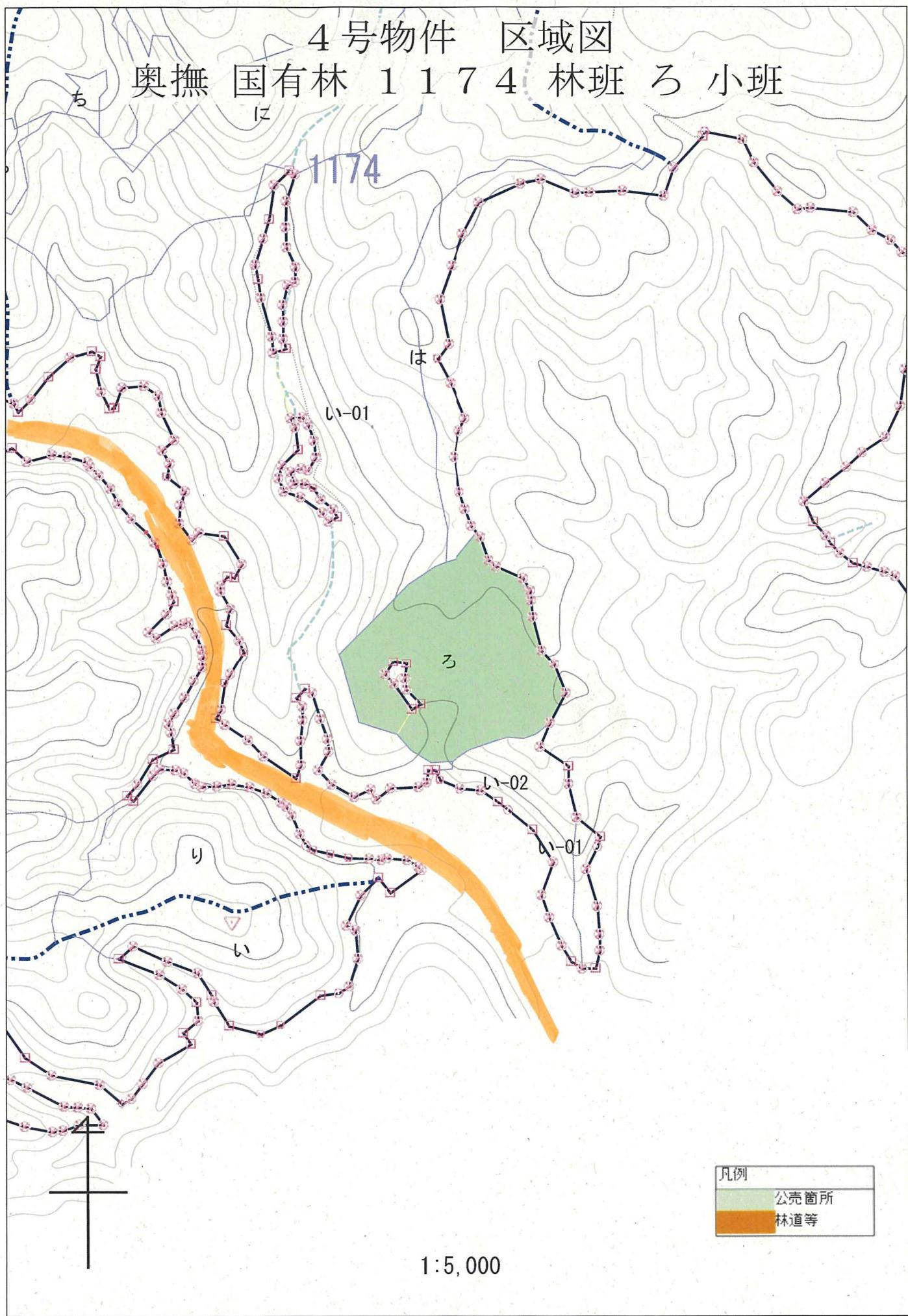
林道等



4号物件 位置図
奥撫 国有林 1174 林班 ろ 小班



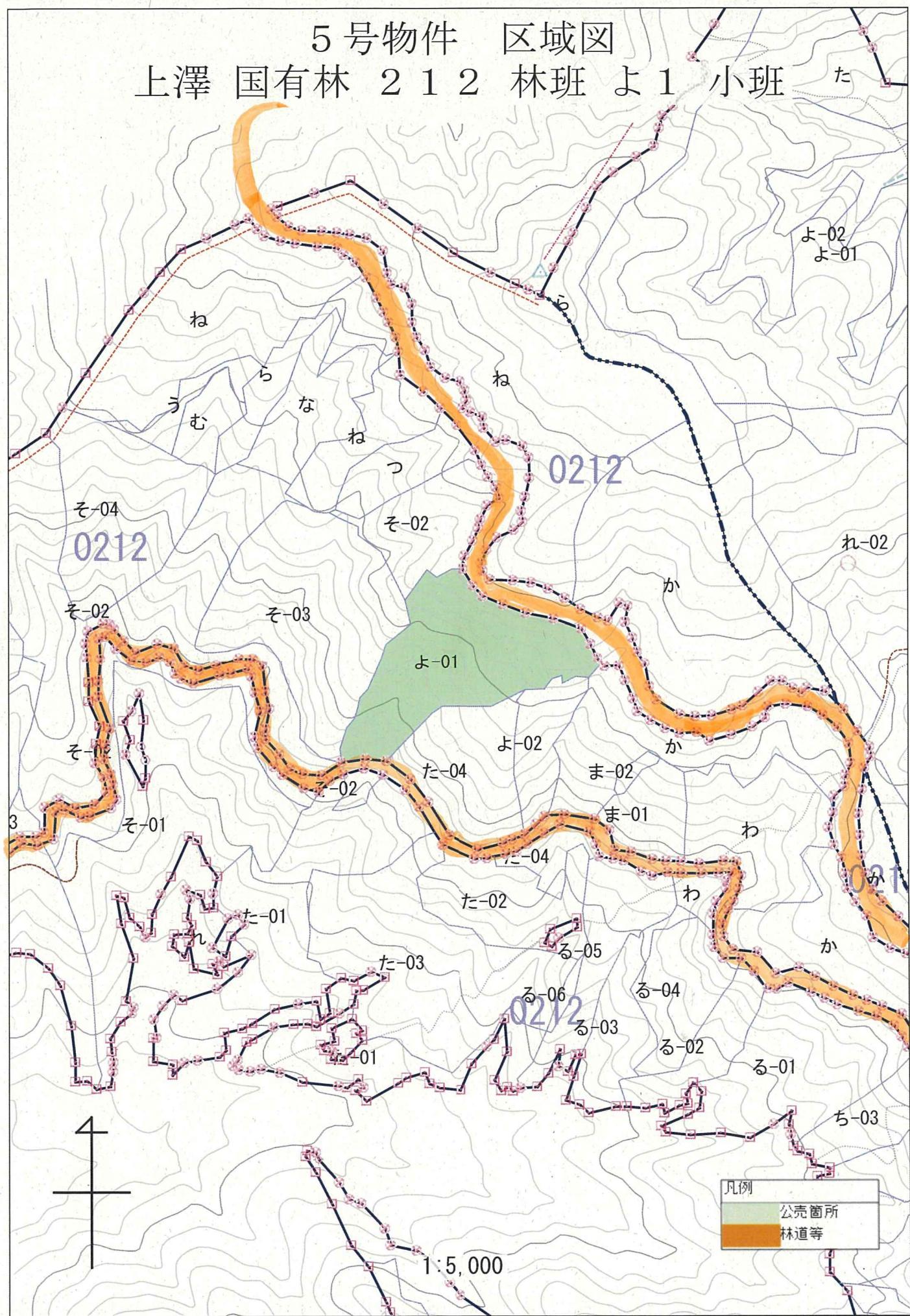
4号物件 区域図
奥撫 国有林 1174 林班 ろ 小班



5号物件 位置図
上澤 国有林 212 林班 よ1 小班



5号物件 区域図
上澤 国有林 212 林班 よ1 小班



販売物件明細書

入札番号	物件所在地		林齢	主間伐別	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m ³)	搬出期限	備考										
1	梅香沢国有林 25れ林小班		60	主伐（皆伐）	2.97	2,661	2,785.45	24ヶ月	分収育林（オーナー数：6） 水源かん養保安林 都道府県立自然公園普通地域 鳥獣保護区										
スギ																			
他L																			
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積
一般材	12	15	13	1.17	一般材														
	14	17	37	5.18															
	16	19	65	13.00															
	18	21	94	25.38															
	20	22	126	44.10															
	22	23	136	58.48															
	24	24	180	95.40															
	26	25	200	128.00															
	28	26	190	144.40															
	30	27	202	179.78															
	32	28	197	202.91															
	34	29	224	266.56															
	36	29	175	232.75															
	38	30	178	270.56															
	40	30	147	246.96															
	42	31	118	223.02															
	44	32	94	199.28															
	46	32	59	134.52															
	48	32	40	97.60															
	50	33	25	67.25															
	52	33	21	60.27															
	54	34	10	31.40															
	56	34	4	13.32															
	58	32	1	3.30															
	60	31	1	3.37															
	60	32	1	3.49															
	62	32	1	3.68															
	62	33	1	3.80															
	62	34	1	3.92															
	64	34	1	4.13															
	70	35	1	4.91															
小計			2,543	2,771.89	小計					小計					小計				
低質材	8~24	11~24	115	12.67	低質材	16~26	14~16	3	0.89	低質材					低質材				
樹種計			2,658	2,784.56	樹種計			3	0.89	樹種計					樹種計				

販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齡	主間伐別	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
2	奥撫国有林 1168い1林小班	55	主伐（皆伐）	3.08	2,572	1,789.78	24ヶ月	分収育林（オーナー数：11）

スギ					ヒノキ					アカマツ					他L					
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	
一般材	18	17	2	0.44	一般材	14	15	6	0.72	一般材	16	15	1	0.15	一般材					
	20	18	8	2.24		16	16	26	4.42		32	17	1	0.62						
	22	20	19	7.22		18	16	78	16.38											
	24	21	24	11.04		20	17	150	40.50											
	26	21	28	15.12		22	18	229	80.15											
	28	22	27	17.55		24	18	280	112.00											
	30	23	36	27.72		26	19	284	139.16											
	32	24	27	24.03		28	19	268	150.08											
	34	24	34	34.00		30	20	218	146.06											
	36	25	59	68.44		32	20	156	117.00											
	38	26	40	53.60		34	20	111	92.13											
	40	26	43	62.78		36	20	75	68.25											
	42	27	39	63.96		38	21	50	53.00											
	44	27	41	72.57		40	21	26	30.16											
	46	27	19	36.10		42	21	14	17.64											
	48	28	25	52.75		44	21	3	4.08											
	50	28	22	49.72		46	21	5	7.35											
	52	29	18	45.00		48	22	2	3.34											
	54	29	6	15.90		50	23	1	1.89											
	56	29	2	5.62																
	56	30	3	8.73																
	58	29	1	2.97																
	58	30	2	6.16																
	60	31	1	3.37																
小計			526	687.03	小計			1,982	1,084.31	小計				2	0.77	小計				
低質材	18~22	17~20	2	0.60	低質材	10~32	12~20	38	8.74	低質材						低質材	18~38	10~15	22	8.33
樹種計			528	687.63	樹種計			2,020	1,093.05	樹種計				2	0.77	樹種計			22	8.33

販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齡	主間伐別	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
3	山部山国有林 1159に林小班	69	主伐（皆伐）	2.11	1,120	1,293.73	24ヶ月	分収造林 (2:8)

スギ																			
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積
一般材	20	17	4	1.08															
	22	18	19	6.46															
	24	19	44	18.48															
	26	20	61	31.11															
	28	21	70	43.40															
	30	21	100	70.00															
	32	22	125	102.50															
	34	23	104	99.84															
	36	23	119	128.52															
	38	24	102	126.48															
	40	25	85	119.85															
	42	25	84	128.52															
	44	26	51	86.70															
	46	26	38	69.16															
	48	26	33	64.35															
	50	27	25	54.25															
	52	27	12	27.72															
	54	28	12	30.60															
	56	28	19	51.49															
	58	28	4	11.44															
	60	29	3	9.42															
	66	30	1	3.79															
	68	30	2	7.96															
小計			1,117	1,293.12	小計					小計					小計				
低質材	16~18	16~17	3	0.61	低質材					低質材					低質材				
樹種計			1,120	1,293.73	樹種計					樹種計					樹種計				

販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齡	主間伐別	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
4	奥撫国有林 1174号林小班	69	主伐（皆伐）	3.61	1,930	2,123.68	24ヶ月	分収造林 (2:8)

スギ					他L														
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積
一般材	16	17	1	0.18	一般材														
	16	18	1	0.19															
	18	18	1	0.23															
	18	19	1	0.25															
	20	19	8	2.40															
	22	20	27	10.26															
	24	21	74	34.04															
	26	22	134	75.04															
	28	23	195	132.60															
	30	23	188	144.76															
	32	24	218	194.02															
	34	24	213	213.00															
	36	25	190	220.40															
	38	25	174	224.46															
	40	26	120	175.20															
	42	26	114	180.12															
	44	26	89	151.30															
	46	27	54	102.60															
	48	27	29	58.87															
	50	27	31	67.27															
	52	28	22	52.80															
	54	28	15	38.25															
	56	28	7	18.97															
	58	27	2	5.50															
	58	28	2	5.72															
	60	28	1	3.02															
	60	29	1	3.14															
小計			1,912	2,114.59	小計					小計					小計				
低質材	14~34	16~24	16	8.40	低質材	22~26	15~18	2	0.69	低質材					低質材				
樹種計			1,928	2,122.99	樹種計			2	0.69	樹種計					樹種計				

販売物件明細書

入札番号	物件所在地	林齡	主間伐別	面積 (ha)	総本数 (本)	総材積 (m³)	搬出期限	備考
5	上澤国有林 212よ1林小班	71	主伐（皆伐）	2.75	2,229	1,850.89	36ヶ月	分収育林（オーナー数：7） 国定公園第3種特別地域

スギ					ヒノキ					他L									
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積
一般材	12	11	1	0.07	一般材	12	12	3	0.21	一般材									
	14	12	1	0.10		14	13	2	0.20										
	16	14	12	1.80		16	14	3	0.45										
	18	15	32	6.08		18	15	11	2.20										
	20	16	35	8.75		20	16	21	5.46										
	22	17	56	17.92		22	17	48	15.84										
	24	18	53	21.20		24	18	43	17.20										
	26	19	89	43.61		26	18	78	35.88										
	28	20	94	55.46		28	19	89	49.84										
	30	21	93	65.10		30	19	123	77.49										
	32	21	92	72.68		32	20	105	78.75										
	34	22	82	76.26		34	20	108	89.64										
	36	23	77	83.16		36	20	109	99.19										
	38	23	72	85.68		38	21	85	90.10										
	40	24	76	102.60		40	21	70	81.20										
	42	24	33	48.18		42	21	56	70.56										
	44	25	35	57.05		44	22	37	53.28										
	46	25	37	64.75		46	22	14	21.70										
	48	26	26	50.70		48	22	13	21.71										
	50	26	8	16.64		50	22	4	7.16										
	52	27	11	25.41		52	23	5	10.10										
	54	27	9	22.05		54	23	1	2.15										
	56	27	5	13.00															
	60	29	1	3.14															
小計			1,030	941.39	小計			1,028	830.31	小計					小計				
低質材	10~34	9~22	33	10.13	低質材	10~36	11~20	77	30.13	低質材	18~52	11~18	61	38.93	低質材				
樹種計			1,063	951.52	樹種計			1,105	860.44	樹種計					61	38.93	樹種計		

